

I 2014（平成 26）年度「法科大学院認証評価」の結果について

(1) 大学基準協会の法科大学院認証評価

本協会の評価事業は、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」（公益財団法人 大学基準協会定款第3条）ことを目的としております。法科大学院認証評価事業については、より具体的に、

- ① 本協会が定める法科大学院基準に適合していることをもって、社会に対しその質を保証する
 - ② 評価結果の提示並びにその後の改善報告書の提出及びその検討というアフターケアを通じて、当該大学法科大学院の改善を支援する
- という目的の下に行っています。

こうした目的の下、2007（平成19）年度より法科大学院認証評価を開始いたしましたが、特に、社会に対して保証する「質」については、当該法科大学院が法令上の基準を遵守した上で、自身の掲げる「理念・目的及び教育目標」の達成に向けた活動を行っていること、自己点検・評価活動を改善へと結びつけ、自己改善を進めていくシステムを有していることの2点を重視しています。

(2) 法科大学院認証評価の組織体制

2014（平成26）年度の法科大学院認証評価においては、下記申請法科大学院に対応して、次のような組織体制を整え、具体的な評価活動を行いました。

すなわち、法科大学院認証評価の中心となる法科大学院認証評価委員会（委員19名、幹事1名）の下に、2つの法科大学院認証評価分科会を設置し、10名の主査・委員がこれに参加して、評価に当たりました。法科大学院認証評価分科会主査・委員は、法科大学院を設置する大学によって当該法科大学院から推薦された候補者及び法曹又は法曹としての実務経験を有する者の中から、理事会が選出した者によって構成されています（法科大学院認証評価の組織体制については【資料1】、法科大学院認証評価委員会、法科大学院認証評価分科会等の名簿については【資料2】参照）。

(3) 2014（平成26）年度 法科大学院認証評価への申請法科大学院

（大学名五十音順）

- （私 立）愛知学院大学大学院法務研究科法務専攻
（私 立）龍谷大学大学院法務研究科法務専攻

(4) 法科大学院認証評価の経過

① 書面による評価

上記分科会に関わる主査・委員は、評価者研修セミナーに参加した後、申請のあつた法科大学院から提出された資料を基に自らの評価所見をまとめ、それぞれの分科会に臨みました。各分科会では、主査・委員の評価所見を基に主査・委員が分担執筆し

た分科会報告書（原案）をたたき台として書面による評価を行い、その結果を分担執筆して分科会報告書（案）として取りまとめました。

② 法科大学院認証評価における実地調査の実施

各分科会における書面評価終了後に、法科大学院認証評価に申請のあった2法科大学院に対してそれぞれ実地調査を行いました。

実地調査の目的は評価の正確性を期すことにあります。実地調査当日は、書面評価の過程で発生した疑問点に関する質疑応答を行うとともに、書面のみでは把握が難しかった施設・設備の状況などを実際に確認しました。あわせて学生インタビューや授業見学、また定期試験の問題及びその答案等の資料の閲覧なども実施いたしました。これらの取組みにより、実地調査の実効性を高めることに努めました。

③ 法科大学院認証評価委員会における評価結果（案）の作成

実地調査等の結果を反映させた上で提出された各分科会の分科会報告書（最終）を基に、法科大学院認証評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した評価結果（委員長案）を法科大学院認証評価委員会で審議し、委員会としての評価結果（委員会案）を作成しました。その後、同委員会案を各申請法科大学院に送付しました。

評価結果（委員会案）を受け取った法科大学院は、事実誤認等があった場合、同委員会案に対して「意見申立」を行うことができます。今年度は、1申請法科大学院より意見申立がなされました。法科大学院認証評価委員会では、申請法科大学院から提出された資料を中心に事実誤認の有無と意見申立の採否を審議し、評価結果（委員会案）に対して必要な修正を行いました。

④ 理事会による評価結果の承認

意見申立の手続により必要な修正を行った評価結果（最終案）については、2015（平成27）年2月20日開催の第491回理事会に諮りました。その結果、2014（平成26）年度に法科大学院認証評価を申請した2法科大学院の認証評価結果について承認され、本年度の法科大学院認証評価が終了しました。

なお、2014（平成26）年度に法科大学院認証評価を受けた法科大学院の認証評価結果の詳細内容については、「II 申請法科大学院に対する認証評価結果」をご参照下さい。

(5) 法科大学院認証評価結果の概要

2014（平成26）年度に法科大学院認証評価を申請した2法科大学院のうち、1法科大学院を法科大学院基準に適合しているものとして認定しました。

① 法科大学院認証評価の結果、法科大学院基準への適合認定を行った法科大学院

（私 立）龍谷大学大学院法務研究科法務専攻

② 法科大学院基準への適合認定を行った法科大学院に対する提言

上記の 1 法科大学院には、それぞれの一層の改善充実のため、本協会として「長所」、「勧告」及び「問題点（助言）」の提言を付しています。

各指摘は、各法科大学院からの申請資料に基づく書面評価や実地調査の結果に加え、前述の意見申立の手続等による当該法科大学院からの意見を参考に、実態に即した指摘となるよう留意しました。

なお、上記の法科大学院は、認証評価結果に付された「勧告」及び「問題点（助言）」についての改善状況を改善報告書に取りまとめ、原則として、2017（平成 29）年 7 月末までに、これを本協会宛に提出することになります。

(6) 改善報告書について

前述のとおり、本協会では、法科大学院認証評価の結果、法科大学院基準に適合している旨の認定を受けた法科大学院に対して、必要に応じて「長所」、「勧告」及び「問題点（助言）」の提言を付しています。「勧告」を付された法科大学院は、これに誠実に対応し、早急に改善措置を講じる必要があります。また、「問題点（助言）」を付された法科大学院は、問題点として指摘された事項について十分に検討し、一層の改善に努める必要があります。

「勧告」又は「問題点（助言）」が付された法科大学院は、それらの事項について本協会が指定する期日までに改善報告書を提出することになっています。この「改善報告書」の制度は、本協会の法科大学院認証評価の特色のひとつであり、法科大学院認証評価を一過性のものに終わらせず、新たな改革へつなげるための重要なシステムです。

(7) 教育課程又は教員組織の重要な変更に伴う届出について

本協会の法科大学院認証評価を受けた法科大学院を設置する大学は、次の認証評価を受ける前に、当該法科大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があった場合に、変更に関わる事項について本協会に届け出ることが義務づけられています。

この届出がなされた場合、法科大学院認証評価委員会は、当該法科大学院の意見を聞いた上で、必要に応じ、当該法科大学院の認証評価結果に当該事項を付記するなどの措置を講じることになります。

(8) 追評価について

本協会の法科大学院認証評価の結果、法科大学院基準に適合していないと判定された大学は、その判定に至った問題事項を対象とする追評価を申請することができます。追評価申請に際して、申請大学は「不適合」判定の問題事項に対する追評価改善報告書を本協会に提出し、これを受けた本協会は、法科大学院認証評価委員会において評価のう

え、改めて「適合」又は「不適合」の判定を行います。なお、追評価の申請は、法科大学院認証評価を受けた翌年度又は翌々年度に限られています。また、追評価の結果、法科大学院基準に適合していないと判定された大学が、改めて追評価を申請することはできません。

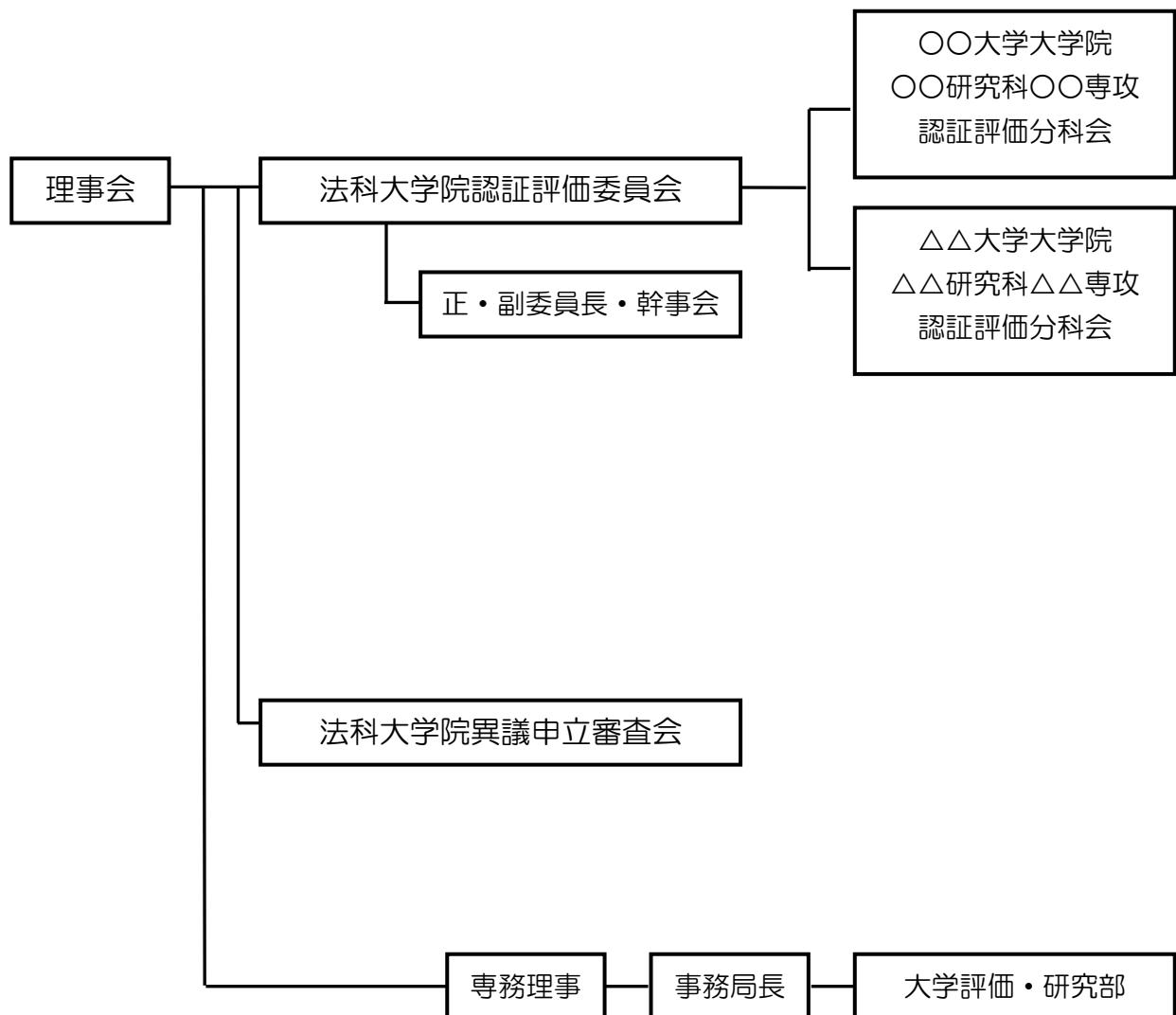
(9) 大学基準協会の評価の充実に向けて

多元的な大学評価システムが誕生しつつある中、2004（平成16）年度より認証評価制度が開始されたことも踏まえ、現在、本協会は、これまで培ってきた実績を基に、透明性・公正性の高い「第三者評価機関」として中心的な役割を果たすべく、評価システムの改善・充実に取り組んでいます。例えば、書面評価の方法や実地調査の充実をはじめとする評価プロセスの改善など、さまざまな検討を重ねています。

今後とも、大学基準協会は、社会の期待に応える評価を発展させる努力を行ってまいります。何卒ご支援下さいますよう、お願ひいたします。

資 料 編

法科大学院認証評価組織体制図



平成26年度 法科大学院認証評価関係委員会等 名簿

(平成27年2月20日現在)

平成26年度 法科大学院認証評価委員会 名簿

役名	氏名	所属名
委員長	大村 雅彦	中央大学
副委員長	阪口 正二郎	一橋大学
委員	阿部 昌樹	大阪市立大学
委員	大塚 章男	筑波大学
委員	小名木 明宏	北海道大学
委員	甲斐 克則	早稲田大学
委員	片山 直也	慶應義塾大学
委員	河内 隆史	明治大学
委員	坂田 均	同志社大学
委員	坂田 宏	東北大学
委員	島岡 聖也	株式会社 東芝
委員	竹内 淳	日本弁護士連合会
委員	田淵 浩二	九州大学
委員	辻 千晶	山梨学院大学
委員	中西 茂	読売新聞東京本社
委員	花村 良一	司法研修所
委員	安井 宏	関西学院大学
委員	山口 英幸	司法研修所
委員	吉野 夏己	岡山大学
幹事	佐上 善和	立命館大学

平成26年度 法科大学院認証評価分科会 名簿

愛知学院大学大学院法務研究科法務専攻

役名	氏名	所属名
主査	阿部昌樹	大阪市立大学
委員	小名木明宏	北海道大学
委員	辻千晶	山梨学院大学
委員	遠山純弘	法政大学
委員	友重雅裕	司法研修所

龍谷大学大学院法務研究科法務専攻

役名	氏名	所属名
主査	田淵浩二	九州大学
委員	坂田宏	東北大学
委員	竹内淳	日本弁護士連合会
委員	蜂須賀三紀雄	神戸大学
委員	花房博文	創価大学

平成26年度 法科大学院異議申立審査会 名簿

役名	氏名	所属名
審査長	佐藤 東洋士	桜美林大学
委員	植木 俊哉	東北大学
委員	大山 隆司	元京都大学
委員	須崎 將人	ソフトバンク株式会社
委員	柄木 敏明	日本弁護士連合会
委員	西山 卓爾	法務省
委員	水谷 工	読売新聞大阪本社

【資料3】

平成26年度 法科大学院認証評価のスケジュール

2014（平成26）年度 法科大学院認証評価は以下の手順でとり行った。

- | | | |
|-------|--------|---|
| 2014年 | ～1月31日 | 法科大学院認証評価申請書の提出 |
| | 3月31日 | 第35回法科大学院認証評価委員会の開催（平成26年度の法科大学院認証評価の評価体制及び評価方針の検討等） |
| | 4月上旬 | 法科大学院認証評価関連資料の提出 |
| | 5月下旬 | 評価者研修セミナーの開催（平成26年度の法科大学院認証評価の概要の説明や分科会主査・委員が行う作業の研修等）
分科会主査・委員に対する提出資料の送付 |
| | ～6月下旬 | 分科会主査・委員による評価所見作成 |
| | ～7月下旬 | 分科会報告書分担執筆者による分科会報告書（原案）の作成 |
| | 8月 | 法科大学院認証評価分科会の開催（分科会報告書（案）の作成） |
| | 10月 | 実地調査の実施、その後、分科会報告書の完成 |
| | 11月29日 | 法科大学院認証評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書を基に「評価結果」（委員長案）を作成） |
| | 12月6日 | 第37回法科大学院認証評価委員会の開催（「評価結果」（委員会案）の検討） |
| | 12月19日 | 「評価結果」（委員会案）の申請大学への送付 |
| 2015年 | 2月13日 | 第38回法科大学院認証評価委員会の開催 |
| | 2月20日 | 第491回理事会の開催（「評価結果」の承認） |